

優生保護法問題の早期解決を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されたが、厚生労働省によると、旧優生保護法の下で不妊手術を受けた障害者らは約2万5000人おり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6475人と報告されている。

この問題への対応として、国は、平成31年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）を制定したが、全国における一時金の支給認定者は、本年4月末時点で1047人にとどまっている。

また、全国各地で優生手術等に関する訴訟が提訴されており、令和4年2月22日の大阪高等裁判所及び同年3月11日の東京高等裁判所の判決では、国の法的な賠償責任を認め、一時金支給法に基づく一時金を上回る額の賠償を命じている。松野内閣官房長官は、同年3月24日の記者会見において、二つの判決で一時金の金額を超える認容額が示されたことを重く受け止め、一時金支給法に基づく一時金の支給水準等を含む今後の対応の在り方を国会と相談すると述べている。

旧優生保護法の被害者が高齢化していることに鑑みると、その全面的な被害回復を実現するためには、十分な補償等の措置と併せて、優生思想に基づく差別の解消に向けた施策等を実施することが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、優生保護法問題の早期解決に向けた措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月4日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		